

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面（10）

原告ら準備書面（9）第 1 に対する反論

ディフェンシンのイネ体外流出問題について

平成 18 年 9 月 6 日

新潟地方裁判所高田支部 合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸



同 弁護士 山 岸 純



1 議論の経緯

(1) 原告らは、原告ら準備書面(4)第 2 及び同第 3 において、「ダイコンのディフェンシンは植物体外に流出することが明らかにされた以上、本件のカラシナ・ディフェンシンも同様に考えることができる」と主張した。

(2) これに対し、被告は、被告準備書面(8)において、ダイコン・ディフェンシンと比較する当該原告らの主張につき、詳細な反論を行った次第である。

2 被告の理解

(1) ところで、原告らは、原告準備書面(4)で、ダイコンの種子の例を挙げてダイコン・ディフェンシン流出の危険性を主張していたが、前回期日後に原告らより提出された原告ら準備書面(9)ないし(11)を精査するも、被告準備書面(8)においてイネの茎葉とダイコンの種子との生物学的相違を指摘したことに対する有効な反論が何ら記されていない。

(2) したがって、被告としては、原告らの「ダイコンの種子の例を挙げた行った本件GMイネのカラシナ・ディフェンシン流出の可能性に関する主張」については、被告の前記反論を異議なく受け入れたと考えざるを得ず、今後、原告らは、当該主張を維持あるいは再主張しないものと理解する。

以上